

EU 貿易管理制度

EU 輸入管理その他  
アンチダンピング措置

## 1. WTO に基づくアンチダンピング措置

### (1) 適用法令

欧州連合加盟国以外の国からのダンピング輸入品に対する保護に関する 2016 年 6 月 8 日付  
欧州議会・理事会規則 2016/1036 (2016 年 6 月 30 日付官報 L176 掲載) (規則 2017/2321、  
2018/825 により改正)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32016R1036>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

欧州議会・理事会規則 2016/1036 第 11 条 2 項に基づく終了時調査を受け、中国、日本、韓  
国、ロシア、米国を原産とする特定の方向性電磁鋼 (GOES) に対し、アンチダンピング確  
定措置を適用する 2022 年 1 月 14 日付欧州委員会実施規則 2022/58 (2022 年 1 月 17 日付官  
報 L10 掲載)

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32022R0058>

(改正を反映した本文は、リンク中の「Current consolidated version」を参照)

### (2) 概要

欧州連合 (EU) におけるアンチダンピング (AD) 措置の適用要件や手続きに関する各種規定は、欧州議会・理事会規則 2016/1036 (2016 年 7 月 20 日発効) にまとめられている。

#### <調査・措置の適用>

欧州委員会は、企業・産業団体など利害関係者の申立てに基づき、調査手続きを開始する<sup>1</sup>。欧州委員会は、申立てから 45 日以内に調査実施の是非を決定し、EU 官報で公示する。調査では、以下の 4 点の査定を中心に行う。

- [1] ダンピング・マージン (EU 向け輸出価格と原産国の国内販売価格との差) の存在
- [2] 域内産業に及ぼす損害の存在
- [3] ダンピングと損害の因果関係
- [4] AD 措置が EU 全体の利益に相反しないこと

これら 4 点が認められた場合、欧州委員会は、原則 5 年間の AD 措置を適用する。同措置

---

<sup>1</sup> 申し立てがない場合でも、ダンピング輸入品が域内産業に損害を与えている十分な証拠があれば、欧州委員会の権限で調査を開始することができる。

## EU 貿易管理制度

では、ダンピング輸入品に対し、ダンピング・マージンを超えない範囲で、AD 税を賦課する。また、ダンピング・マージンよりも、損害の救済に必要な程度のマージン（損害マージン）が低い場合、AD 税は損害マージンの限度で課されることになる（レッサー・デューティー・ルール）。なお、欧州議会・理事会規則 2017/2321 により、国家補助などを通じた市場歪曲の実態を、AD 措置適用の判断基準として考慮することが可能となった。さらに、欧州議会・理事会規則 2018/825 による改正により、輸出税の付加や輸出枠の設定などによる原材料価格の歪曲が認められる場合や、欧州委の調査に非協力的な場合は、レッサー・デューティー・ルールの適用対象とはならず、ダンピング・マージンが AD 税の上限となる。

欧州委員会が調査を開始してから AD 措置の導入を決定するまでの期間は通常 1 年間で、最長でも 14 カ月間以内に結論が下される。なお、ダンピング輸入品が域内産業に損害を与えている可能性が早期に認められた場合、欧州委員会は、正式な手続きを経て適用される「確定措置(Definitive measures)」に先立ち、最長 8 カ月間の「暫定措置(Provisional measures)」を適用することができる。暫定措置を適用するためには、調査開始から少なくとも 60 日間が経過していること、調査が正当に進められていること、利害関係者からの要請があることなどの要件を満たす必要がある。また、域内の製造事業者や輸出入事業者、産業団体、輸出国の代表など関係者の要請があった場合は、暫定措置の適用が開始される 3 週間前までに関係者にダンピング・マージンの計算等に関する事前情報開示が行われ、計算の正確性に関して意見をするための期間（3 営業日）が設けられる。

## &lt;措置の見直し・追加調査&gt;

AD 措置の終了年のいずれかの時点で、官報に公示がなされる。措置の終了が再びダンピング輸入品による損害を引き起こすことが予想される場合、利害関係者は AD 措置の延長を請求することができる。この場合、措置終了の 3 カ月以上前に欧州委員会に見直し調査を申し立てる必要がある。AD 措置の継続が妥当とみなされた場合、最大 5 年間の延長が認められる。

このほかに、価格是正や環境の変化などを理由とする措置の停止や修正の申立てに対して実施される中間見直し・再調査や、対象製品を調査期間中に EU に輸出していなかった新規輸出者に適用される AD 税率を定める際に実施される新規輸出者見直しなどが行われる。また、AD 税の迂回輸出を防止するために、AD 措置の対象国を拡張するための追加調査・措置も定められている。

なお、欧州委員会実施規則 2022/58（2022 年 1 月 18 日発効）により、日本、中国、韓国、ロシア、米国の計 5 カ国を原産とする特定の方向性電磁鋼板（GOES、CN コード：ex 7225 11 00 と ex 7226 11 00）に対し、AD 確定措置が延長されている。当該製品にはすでに、欧州

EU 貿易管理制度

委員会実施規則 2015/1953（2015年10月31日発効）による AD 措置が導入されていた。

欧州委員会は、アンチダンピング措置に関する情報を以下にまとめている。

[https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence/anti-dumping-measures\\_en](https://policy.trade.ec.europa.eu/enforcement-and-protection/trade-defence/anti-dumping-measures_en)

調査・見直しの開始、暫定・確定措置の公示は以下のリンクから時系列で検索できる。

<https://tron.trade.ec.europa.eu/investigations/notice>

また、案件ごとの進捗状況、および現在の措置の発動状況については、以下で確認することができる。

調査中の案件：

<https://tron.trade.ec.europa.eu/investigations/ongoing>

調査終了案件を含む検索ページ：

<https://tron.trade.ec.europa.eu/investigations/search>

## 2. 日 EU・EPA におけるアンチダンピング措置

日 EU 経済連携協定（EPA）は、日本と EU の間のダンピング防止及び相殺関税措置について、調査の実施、重要事実の開示、公共の利益の考慮などの手続きについて規定を設けている。

上記の内容は、「[経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（日 EU・EPA）](#)」第五章（貿易上の救済）で規定されている。